

“持続可能な開発”と自治体行政

神谷真弓子

はじめに

わが国を含む欧米先進諸国は産業革命以来、資本主義経済を基盤として人類史上、極めて高度な経済成長を実現させ、物質的には豊かな文明を築き上げてきた。しかし無限に進展するかと思われたこの経済成長は、20世紀半ばを過ぎた頃から、“自然環境との共存”という大きな問題に直面することになってきている。経済成長が自然環境の保全と対立するということを、経済政策当局や経済学者たちが忘れていたわけではないが、自然は無限であるという錯覚に陥って、人間が生産や消費の拡大に熱中できる程、これまで自然環境は人間の行動に寛大であり続けてきた。しかし人間の無制限な活動が地球規模で自然を破壊し、そのため今や人間のみならず、地球上の全生物の生命維持のための基盤システム自体が作用しない危機的な状況に近づきつつあることが、世界的に共通の認識となりつつある。

小稿は、本大学、教養課程において平成2年から新たに開講された“社会と自然”的講義担当を通じて、筆者が得た“環境問題”についての断片的な意見を述べたものである。“環境問題”を論じるにあたっては、社会科学、自然科学両分野にわたる幅広い知識が要求されるため、研究日数の浅い本議論については誤った箇所も多々見られるかと懸念する。従ってそれらについてはご指摘、ご意見をいただければありがたく思う。

1. 環境破壊の現状

今日、自然環境の破壊は、地球レベルで考慮されなければ解決されない諸問題（それにはまず、南北間の所得格差の改善が大前提となるが）と、地球レベル或いは一国レベルで考慮することにより改善されるであろう諸問題とに大別される。前者は、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、森林や熱帯雨林の急速な消滅、砂漠化、海洋汚染、有害物質の越境移動、開発途上国の公害問題、野生生物種の減少といった問題であり、後者は、大気汚染や水質汚濁、騒音や振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下、廃棄物、農薬や化学物質などの問題である。これらを一つ一つ吟味することは紙面の制約上無理があるため、地球環境の構成要因である大気、水、土壤、生物について各々破壊の現状を述べることにする。⁽¹⁾

①大気

人間の経済活動の結果、大気中に様々な物質が排出され、それが大気の汚染を生じさせている。この大気汚染は直接的に人間やその他の動植物の生存に悪影響を及ぼすだけでなく、間接的にも大気中のいろいろな物質の反応が雨などを経由して自然生態系に影響を与えるなど、複雑な環境問題を引き起こしている。

大気汚染の原因物質として、一酸化窒素や二酸化窒素などの窒素酸化物、二酸化硫黄、光化学オキシダント及び非メタン系炭化水素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等、特定フロン(CFC)

やハロン、二酸化炭素、メタンや一酸化二窒素等の温室効果ガス、アスベストや水銀及び有機塩素系溶剤などが挙げられる。これらの物質の発生源は、主として工場のボイラーや自動車等のための化石燃料の燃焼である。(特定フロンは冷媒、洗浄剤、発泡剤など、人間の快適な生活実現のために多く使用されている。)

わが国においては、昭和40年代の高度経済成長期に工業地帯を中心に著しい大気汚染が生じ、その対策として汚染物質についての様々な環境基準の設定及び規制、企業の汚染防止装置の導入等による積極的な取り組みが進んだ結果、現在、大気についての環境は大きく改善されているが、諸外国を見ると、急激に工業化が進んでいる地域、例えば開発途上国や東欧諸国においての大気汚染が極めて深刻な状況になっている。このため、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの地球規模の問題が依然として未解決のまま残されている。

②水

水は地表から蒸発し、大気の流れによって絶えず移動し、雨や雪となって地表に戻るという大きな循環を繰り返している。それは人間のみならず、地球上の全生物の生存に不可欠なものであり、それが人間の活動の結果、異変を起こすと、人間の健康や生活環境そして自然生態系に大きな影響を与える。

わが国においては大気汚染と同様にかっての苦い公害体験から、カドミウム、水銀、PCB等の重金属や有害化学物質と、有機物による汚濁防止のために様々な環境基準が設定され、水の状況について河川、湖沼、海域における監視が継続的になされている。前者についての基準達成率はわが国では良好であるが、一部の開発途上国においては、有害重金属による深刻な汚濁が報告されている。また、後者については、後背地である大都市や工業地帯から大量の生活排水や産業排水が流出することにより、特に湖沼、内海、内湾等の閉鎖的水域での汚濁が悪化している。また水源地である湖沼の汚染の影響から都市の水道水が異臭味を発したり、トリハ

ロメタンといった有害物質が生じるなどの問題や地下水の汚染といった問題も指摘されている。さらに海洋においては、油や石油製品、発泡スチロール、廃漁網等の投棄により汚染が全般に進み、海洋動植物など自然生態系に好ましくない影響を与えつつある。

③土壤

土壤も生態系の維持のために重要な役割を持っている。土壤について、わが国を含む先進国では、大気や水を媒介として、排煙や排水に含まれる重金属等の有害物質が土壤に蓄積し、長期間に渡って農作物や地下水に悪影響を与える蓄積性の汚染が懸念されている。農用地の土壤汚染だけでなく、市街地の土壤についても、工場や研究所からの六価クロム、水銀、カドミウム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害汚染物質の漏出や不適切な埋立や取扱いによる汚染が問題となっている。一方、開発途上国においては、人口増加と貧困に起因して、過放牧や森林伐採、不適正な農業による土壤劣化、砂漠化が進んでいる。

さらに土壤に関連する大きな問題として、廃棄物がある。廃棄物は生産活動から生ずる産業廃棄物と、消費活動から生じる一般廃棄物とに分けられるが、わが国においては、経済の成長に伴ってその排出量は増加の一途をたどり、最終処分場の確保が困難な状況となってきた。排出量の増大だけでなく、経済活動の多様化によって様々な種類の廃棄物も増え、適正な処理が不可能という問題も起こってきている。このような事態に直面し、平成3年には「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)が制定され、廃棄物－ごみ排出量の削減、ごみの再資源化、再利用の促進が叫ばれているが、依然として根本的解決に至っていないのが現状である。

④生物

地球環境とは、大気、水、土壤という基盤的な三要素に動植物等の生物が加わり、微妙な相互依存関係を形成する自然生態系である。これ

まで見てきたように、基本となる三要素が人間の経済や社会的活動により、何らかの影響を受けると、それが野生生物に波及するだけでなく、人間の生存自体にも関連することはいうまでもない。

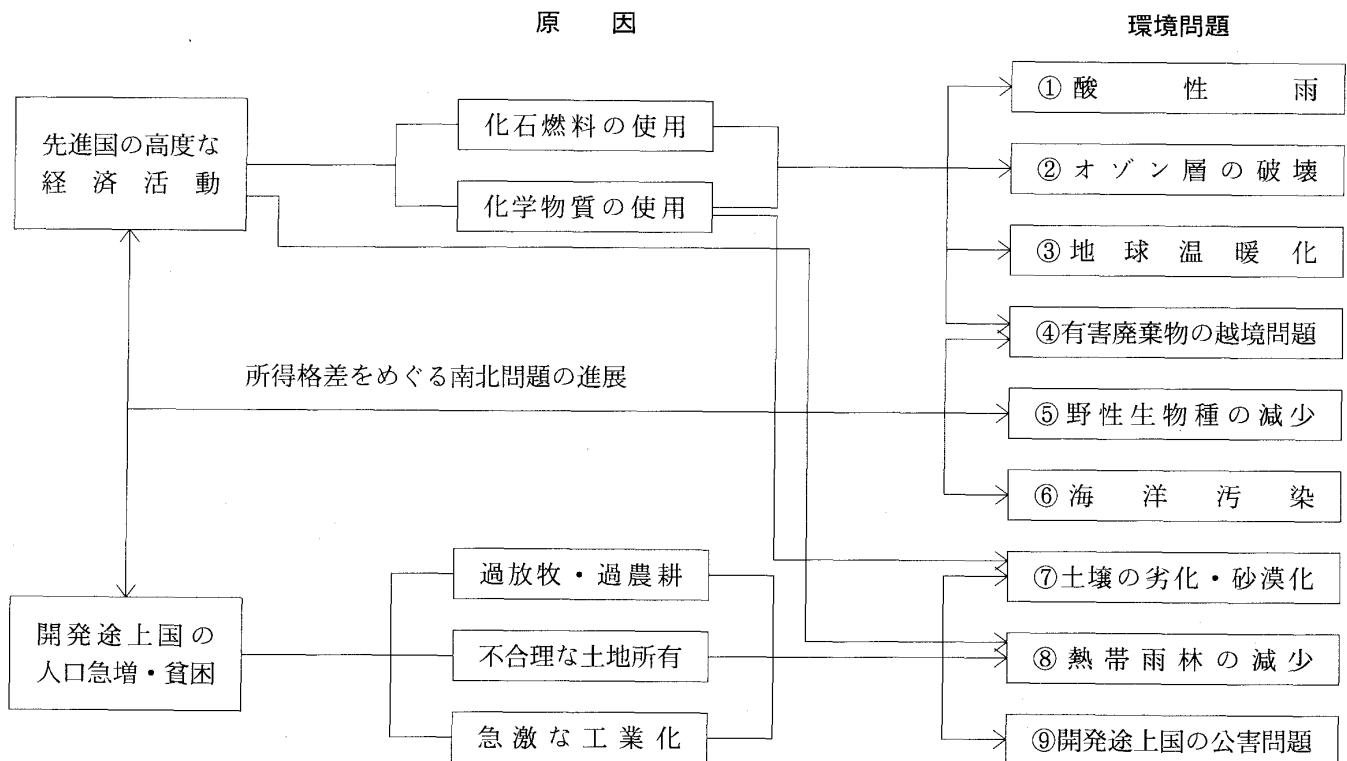
三要素の破壊の進行に伴って野生動植物が受けている影響は様々である。その中で現在最も深刻な問題とされているのが、周知の野生動植物の種の絶滅、あるいは絶滅の危機である。わが国においても絶滅の危機に瀕している動物種は平成3年現在で110種、また植物では824種もあり、人間活動から生ずる水や土壤の汚染を通じての生息環境の悪化や土地開発による環境の消滅、乱獲などがその原因といわれている。海外では、生活のため、商業目的のための熱帯雨林の乱伐や砂漠化、海洋汚染等によって、存在する多くの種の絶滅が危惧されている。野生生物は人間にとって有用性や有害性を持つという単なる見方ではなく、それらが地球上の長い進化の産物であり、一旦絶滅させてしまうと再現が不可能であるとの畏敬の念にもとづいて保護されなければならない。⁽²⁾

2. 経済成長と持続可能な開発

第1節で述べたように、現在、地球規模で進行している環境破壊の問題は大部分が人間の経済活動や社会的背景に起因している。それはまず第一に産業革命以降、人間の生産や消費活動が急速に拡大、高度化したことである。20世紀に入ってからは先進国を中心に大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが定着し、環境から多くの資源を取り去る一方で、自然の自浄作用では処理し切れない程の大量の汚染物質や危険物質を廃棄してきた。

第二に近代化や工業化を達成したか、あるいは達成しつつある国々と、そうでない国々との間に大きな経済力格差、つまり所得格差が生じていることである。そしてこれが環境問題に地球規模で対処することを困難なものとしている。図①は、地球環境問題の相互関係を示すものである。⁽³⁾

人間の日々の行動が環境を破壊しているだけではなく、将来の世代の存在をも危うくしてい



図① 地球環境問題の相互関係

ることによく世界は気づき始めた。また環境保全の意識の高まりとともに先進国や開発途上国における政府や様々な機関、一部の市民が危機を回避しようと活動を広げている。しかし遺憾ながらそれらの活動はまだまだ断片的であり、統一的な指標を欠いたバラバラな行動の域に留まっている。現在、将来の自然環境をより安定的なものとするためには何らかのビジョンが必要となるが、これを表現するタームの一つに“持続可能な開発”がある。“持続可能な開発”とは、「次世代の未来を危険に曝すことなしに、現代の世代の欲求を満たすことのできる社会」の実現を意味し、具体的には環境と資源を食いつぶすことなく現在や将来の世代の欲求を満たす節度ある開発を行なうこと、をいう。そのような概念に支えられた社会の特徴を、レスター・R・ブラウンの考えに基づいて以下に紹介すると、⁽⁴⁾

1. 再生可能なエネルギーに支えられる社会
エネルギー資源の化石燃料への依存から、太陽、地熱、風力等の再生可能性エネルギー資源使用への転換
2. 全ての面で効率化が進んだ社会
効率性を目的とする、生活の中の様々な財の技術的改善と、人々のライフスタイルの変更。新しい輸送システムと産業パターンの形成。
3. リサイクルを中心とする社会
使い捨て社会からの脱却。大量廃棄物の削減。
4. 生物学的基盤の安定化した社会
土地の再配分と公共地の合理的利用の促進。農業システムの変換。

というものである。

上述のような持続可能型の社会を形成し環境保全に努めるためには、これまでとは異なる、ある新しいタイプの生産、消費活動や人々のライフスタイルを定着させることが要求されることになる。ところで、リゾート地の開発を見れば明白のように、経済成長と環境保全は対立する目的である。そこで、これらの目的を達成す

る際に考えられる選択肢は、

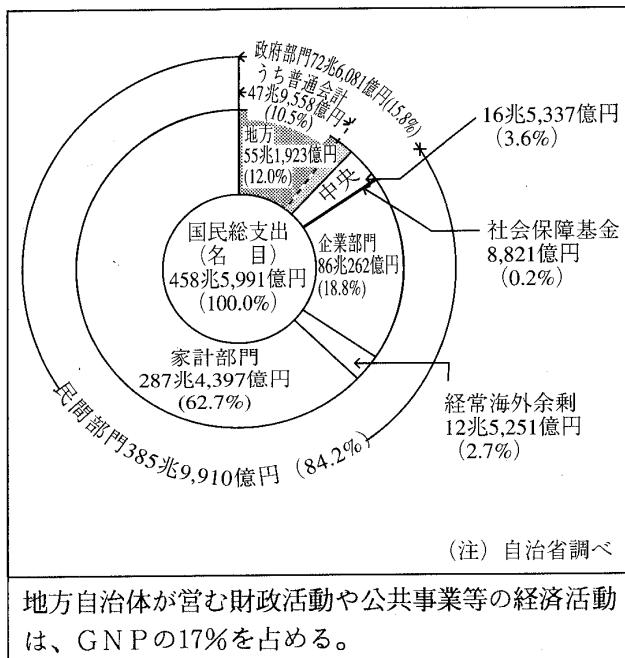
①経済成長を目的とせず、従って物質的欲求は二の次とした社会を形成する、②経済成長を第一の目的とし、環境の破壊はそのための制約要因とみなして、これを何らかの革新的技術でもって克服する、③経済や社会の構造を自然環境にやさしいものに変革し、人間以外の動植物がそうであるように、自然との共存をめざす、の三者であろう。このうち、選択肢①は、一度豊かな物質文明を経験した社会の人々に対して禁欲的な生活を強制することを意味し、それは苦渋に満ちたものとなるだろう。また選択肢②は、かつてわが国が昭和40年代に直面した公害問題について採られた方法である。高度経済成長に伴い発生した様々な公害に対処して、政府による環境基準の設定や規制が進み、また生産者も公害防止型の設備投資に努めるなどにより、大気や水の条件は改善されたかのように見えた。しかし今日の世界規模の環境破壊は、そのような地域的、一過性の問題ではなく、選択肢③に従って、現在の世界経済・社会構造の見直しという、より根本的な対策でもって当たらなければ解決されないものであることが認識されつつある。そして“持続可能な開発”型社会への変革（環境革命ともいわれる）を推進していくためには、生産主体（企業）、消費主体および政府（国家あるいは地方自治体）の三者が一体となった活動が不可欠となるであろう。⁽⁵⁾

3. 環境政策と自治体行政

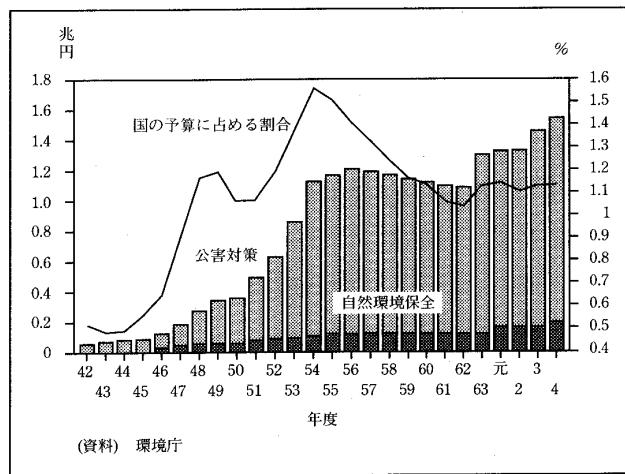
環境政策とは、公害を防止し、人々の生活の質を向上させ、自然生態系を適切に保護する等を通じて、より良好な環境の保全と管理を目的とする公共政策のことである。⁽⁶⁾ すでに見てきたように、現実の環境問題は、その背後の経済・社会構造と密接な関わりを持っているため、その解決のために破壊を引き起こしている直接的原因の究明やメカニズムへの対処とともに、その原因やメカニズムを発生させる経済・社会構造の改革までを考慮した何らかの政策が

必要となる。

市場経済を建て前とする国々において、経済活動は利益を追求する企業と消費者の自由な行動に支えられている。この両者の間にあって市場が持つ欠陥を補うために、政府は中央、地方を問わず様々な政策を展開しているが、市場経済に内在する欠陥が環境問題と深い関わりを持っているとするならば、政府、特に地域住民の生活環境整備のために中心的役割を果たしている地方自治体による環境政策が非常に重要性を持つことになる。(図②、図③参照)⁽⁷⁾



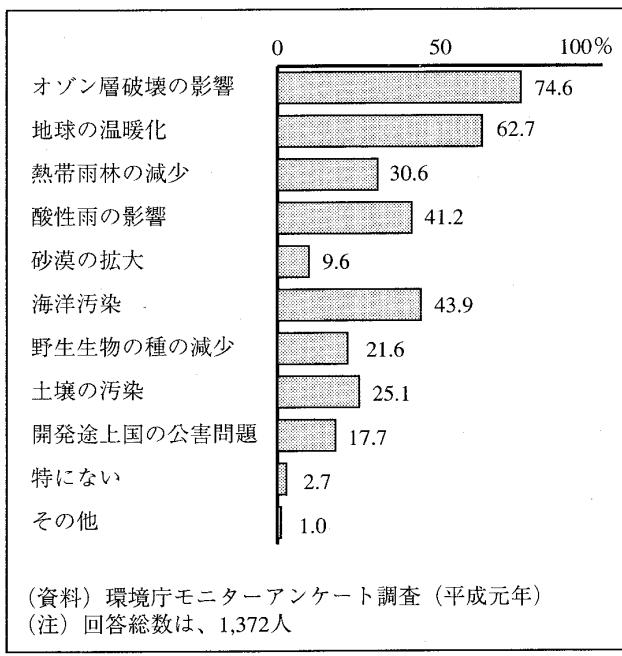
図② 国民総支出と地方財政 (平成3年度)



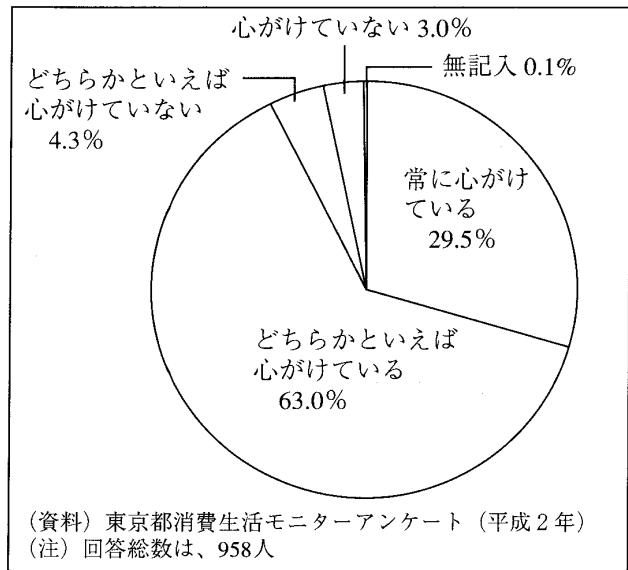
図③ 国の環境保全関係予算の推移

わが国において最近の地方自治体の環境政策は、従来の公害防止、地域的環境管理から地球環境問題を射程に入れたよりグローバルなものへと徐々に変貌しつつあるといわれるが、そのための戦略を具体化している自治体はほとんどない。自治体がその意思決定を明確化できない理由は、①官僚主義が根強く、従来行ってきた行政サービスの方法を新しく環境保全に適合したものへと改革することに抵抗が強い、②中央集権体制のため、財源等の問題を含めて自治体独自の政策決定が困難である、③行政組織においてタテ割り意識が強く、結果的に環境問題を全体的、総合的に把握しにくい、④環境に関する情報の整備と一般への情報公開が不充分であり、このため環境政策にとって大きな活動の核となりうるであろう地域住民の理解が得られにくい、等であると考えられる。⁽⁸⁾ 地方自治体の置かれているこのような状況のために、その環境政策については東京都のごみ問題のように、社会的に良い評価を受けるどころか、むしろ非難の対象とされてきたことは否定できない。

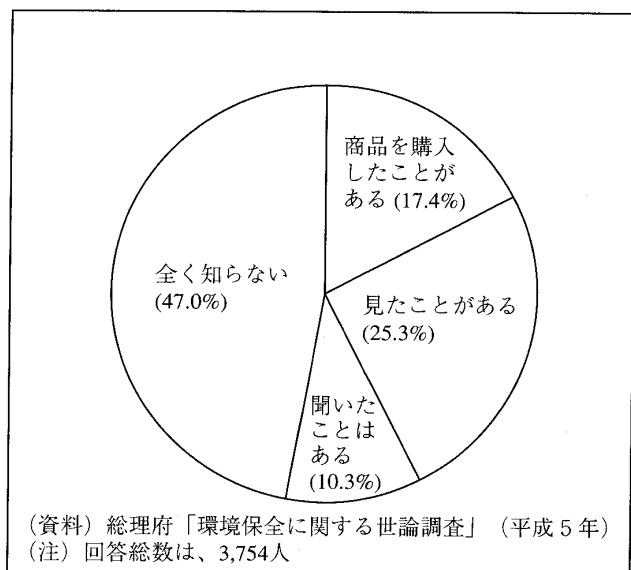
近代化や工業化が進む以前の社会は、人々の消費生活や財・サービスの生産が資源供給と廃棄とに巧みに連結されたものであった。しかし現在の工業化社会、都市型社会の生活では資源



図④ 原因が自分の生活に密接に関連すると思う問題



図⑤ 日常生活の環境保全への心がけと具体的な行動



図⑥ エコマークについての周知度

採取や廃棄物の処理は人々の目に映らず、そのため便利で快適な生活の追求に拍車がかかり、環境の破壊や汚染への関心が薄れがちである。（図④、⑤、⑥参照）⁽⁹⁾ 環境問題が人間の経済・社会活動と密接な関連を持つことが認識された現在では、生産や生活様式、また社会の在り方を広く見直し、それらを環境にやさしいものへと変革していくことが要求される。そしてそのためには、地域住民の積極的行動に支えられた自治体行政が不可欠であるといえる。

欧米先進諸国の動静に倣って平成元年の「環境白書」では、自然生態系のシステムに着目した、資源やエネルギーを可能な限り循環使用する、自立的でエコロジカルな都市の形成を目指して、「エコポリス計画」が提言された。その主な基本方針は、市民が環境に関して自治体行政に自由な提言をする制度を確立することを通じて、環境保全型・循環型の都市システムを作り、都市の中に豊かな自然を醸成することである。ここで、「エコポリス」計画を進める欧米先進国の都市の例を2～3挙げよう。⁽¹⁰⁾

(1) ドイツ、ハンブルグ市の水と緑のまちづくり

ハンブルグ市は人口約160万人のドイツ第二の大都市であり、大商工業都市である。

ここでは緑と水の豊かな、魅力的な都市環境整備に力が注がれている。市全体の緑

化方針は、郊外と都心とを結ぶ緑の回廊を形成することであり、一つの地区を集中的に整備した後、順次他の地区へと緑を増やす方法が採られている。また都市部の屋上緑化や中庭緑化、街路樹整備等により緑を増やす努力もなされている。郊外部では、水辺の環境を生かした住宅開発や省エネルギー型のエコロジー住宅の建設も進んでいる。

(2) ドイツ、カッセル市のエコロジー団地と路面電車

カッセル市は人口約20万人の中都市である。市の約60%を公園などの緑地が占めるが、それだけ豊かな緑の保守、管理は地域住民のボランティアによるものである。この市の興味深い点は、「エコロジー団地」と「路面電車」である。前者は建築生態学を取り入れた環境にやさしい質の高い集合住宅建設を目指すものであり、後者は自動車増加による交通渋滞、事故、大気汚染等の問題の深刻化に伴い、都市交通としての路面電車の役割を見直し、その延長と充実を図るものである。

(3) アメリカ、デイビス市の住民参加のまちづくり

デイビス市は人口約4万5千人の小都市である。この都市は1950年代に入って人口

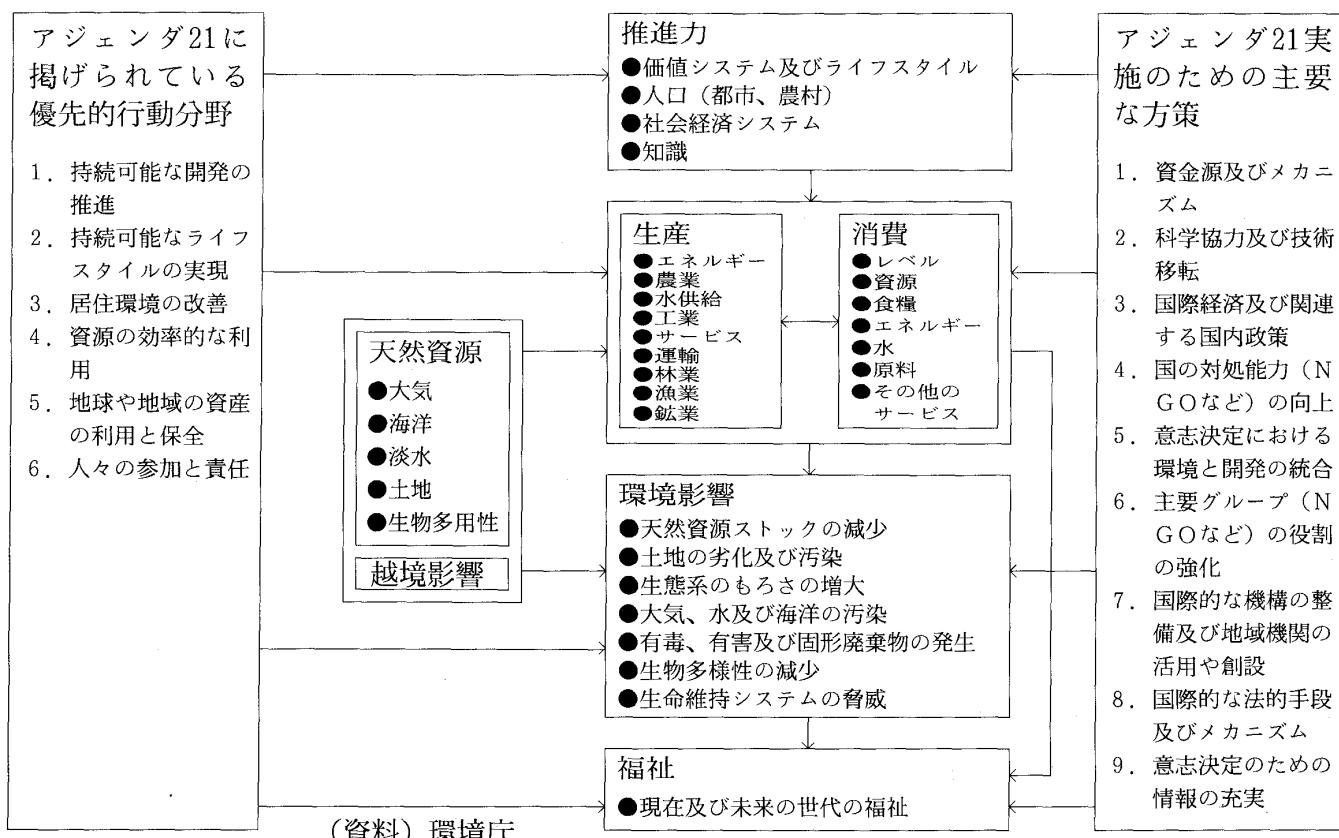
が急増し、ハイウェイ建設計画など開発の波が押し寄せたが、住民の環境問題への意識の高まりが都市の肥大化を防ぎ、1973年の総合計画により、ヒューマンスケールのライフスタイルを守る方針が固められた。この方針に基づきこの市では、自転車交通の徹底、空地や緑地の整備、保全、野生動植物の生息地の拡充、一定の就住率の維持、大規模ショッピングセンター建設の阻止、積極的な省エネルギー・リサイクル政策など、エコポリス形成のための様々な努力がなされている。経済成長によって得られる生活の利便性を求めず、環境保全を最優先するという行政と地域住民との一体化した意識がこの市の活動を支えている。

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットには100余りの各國首脳が参加し、環境保全に重点を置いた世界的な合意が形成された。その具体的なものが、21世紀に向けての国家と個人の行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」と、この宣言

の諸原則を実行するための行動計画である「アジェンダ21」である。「アジェンダ21」は、①社会的、経済的要素、②開発のための資源の保全と管理、③主要な社会構成員の役割の強化、④実施手段の4部で構成され、全40章からなるものである。そこでは大気汚染、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的プログラムが示されているとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定がなされている。(表①参照)⁽¹¹⁾

さらにこのサミットにおいては、国別の行動計画として、「ナショナル・アジェンダ21」及び地方自治体の行動計画として、「ローカル・アジェンダ21」の策定が求められ、あらゆる主体がこれに参加することが要請された。この様な国際的情勢に対応するためにわが国では、環境庁を中心に平成3年に「地球化時代の環境政策の在り方」が、そして翌4年には「環境基本法制の在り方」がそれぞれ審議され、公害対策基本法や自然環境保全法などの従来の対処療法

表① アジェンダ21の構造



的な環境政策を越えて、環境そのものを総合的に捉えることにより、多様な手法を適切に使って経済・社会システムや人々の行動様式を変革していくことの必要性が指摘された。⁽¹²⁾

この中央政府による方針を受けて各自治体でも条例の制定や施行の他に、様々な工夫を凝らした環境政策が進められつつあるが、(表②参照)、⁽¹³⁾ それらが経済・社会構造の変革に結びつくものとはまだ言い難い。環境を保全し、持続可能な社会を実現化していくためには、中央政府の意思決定のみに依存しない、地域住民－地域産業（企業）－自治体行政の三者一体となった環境政策の推進が必要である。またそのためには各主体に様々な行動が要請されるであろう。その中で自治体行政は、1. 企業から得られる情報を広く公開し、地域住民とのコミュニケーションを図る。2. 中央政府依存、タテ割り行政、予算増分主義など既存の慣習を改め、真に要請される環境保全のためのプログラムを遂行する。それは企業－自治体主導型のものではなく、地域住民の合意を充分得たものでなくてはならない。また一旦計画、実施されたプログラムであっても、それが環境保全に何のメリットも与えないと認識された場合には、それを中止するような柔軟性も必要である。3. 環境アセスメントを行ってあるプロジェクトを計画する場合には、大気－水－土－生物の各要因が密接に関連し合って自然生態系を形成していることに留意して、より総合的、客観的な立場を取ることが重要である。といった諸点を考慮していかねばならないであろう。地球規模の環境問題を考えることは雲をつかむことのように思えるが、そのことが大気、水、土壤、生物から成る大切な自然生態系を遵守することにより、自らの生活の質を向上させるところの、極めて身近な問題から始まることを我々は忘れてはならない。

おわりに

“社会と自然”において環境問題を取り上げて、今年で3年目を迎える。開講当初は自然科学の知識の全くの欠如に当惑したが、環境問題に深い関心を寄せ、積極的に研究報告をしてくれる熱心な一部の学生に支えられ、この方面的研究も徐々に進み、今では NO_x, SO_x等の化学式やBOD, SS等の環境用語を生意気にも教室で披露している。ところで今日の地球環境問題は、冒頭で述べたように、その解決に当たっては自然科学と社会科学の両分野を統合したことからアプローチが不可欠であり、このことを念頭において今後とも研究の努力を重ねたいと考えている。

注

- 1) 講義においては、大気、水、土壤、生物の各破壊の現状を、環境白書等の掲載図表に基づいて具体的に示しているが、小稿ではそれらの掲示を省略する。
- 2) 環境庁編集：地球環境キーワード事典 P74～P85 参照
- 3) 環境庁編集：地球環境キーワード事典より作成
- 4) レスター・R・ブラウン：地球白書 P280～P309 参照
- 5) 大来佐武郎監修「地球環境と経済」P121～P152 参照
- 6) 植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一著：環境経済学 P191より引用
- 7) 環境白書統説 平成5年 P372, P386より引用
- 8) 須田春海・田中 充・熊本一規編著：環境自治体の創造 P20参照
- 9) 環境白書統説 平成5年 P341～P342より引用
- 10) (8) 同書 P48～P70より引用
- 11) 環境白書統説 平成5年 P224より引用
- 12) 上掲書 P233～P235より引用
- 13) 上掲書 P378～P379より引用
- 14) (8) 同書 P220参照

表② 地方公共団体における重点環境保全施策の例（平成4年度）

| 地方公共団体名 | 公害防止に関する施策 | 人自然保護に関する施策 |
|---------|-------------------------|--------------------------------------|
| 北海道 | 資源リサイクル推進事業 | 湿原生態系保全対策推進 |
| 青森県 | エコクッキング普及推進事業 | 県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業 |
| 岩手県 | 生活排水対策に係る河川実態調査 | 緑あふれる県土保全事業 |
| 宮城県 | 酸性雨環境モニタリング事業 | 自然と地域とのふれあい活動推進事業 |
| 秋田県 | 八郎湖水質保全事業 | 景観保全対策 |
| 山形県 | サウンドスケープ創造事業 | 鳥海国定公園リニューアル検討事業 |
| 福島県 | うつくしま、ふくしま せせらぎスクール開校事業 | |
| 茨城県 | 生活排水対策事業 | |
| 栃木県 | 戦場ヶ原湿原保全対策事業 | |
| 群馬県 | 群馬県環境アドバイザー制度の発足 | 自然環境保全方針の策定 |
| 埼玉県 | アース・イヤー'92インさいたま推進事業 | 自然環境（ビオトープ）創造推進事業 |
| 千葉県 | 自動車交通公害対策事業 | ふるさといきものふれあいの里整備事業 |
| 東京都 | 低公害車の普及促進 | 清流復活事業 |
| 神奈川県 | 地球環境問題対策推進事業 | かながわのナショナル・トラスト運動推進事業 |
| 新潟県 | 環境管理計画の策定 | 特定民有地等買上事業 |
| 富山县 | 環境保全活動推進事業 | 立山マウントピア構想策定事業 |
| 石川県 | エコビジネス懇話会の開催 | のと海洋ふれあいセンター（仮称）の整備 |
| 福井県 | 北潟湖・三方五湖水質保全総合対策事業 | 自然環境管理計画策定事業 |
| 山梨県 | 環境首都憲章の制定 | 環境と文化のむら建設事業 |
| 長野県 | 長野県水環境保全総合計画 | 長野県自然保護研究所（仮称）設置調査事業 |
| 岐阜県 | 環境副読本制作事業 | 寄り鳥みどり推進事業 |
| 静岡県 | 生活排水対策計画策定費助成 | 函南原生林県自然環境保全地域指定 |
| 愛知県 | 生活排水対策の推進 | みどりふれあい推進事業 |
| 三重県 | アースイヤー'92インアクティブMIE事業 | |
| 滋賀県 | 散在性ごみ対策 | |
| 京都府 | | 身近な自然環境保全推進事業 |
| 大阪府 | 「環境保全条例」検討の推進 | 和泉葛城山ブナ林の保全 |
| 兵庫県 | 閉鎖性海域環境保全対策の推進 | 自然環境観察員（ナチュラルウォッチャー）の育成 |
| 奈良県 | 水質環境モニタリング事業 | 悠久のロマンあふれる水辺創設事業 |
| 和歌山县 | 大気環境浄化意識推進事業 | 身近な自然環境保全活動支援モデル事業 |
| 鳥取県 | 生活排水対策推進事業 | 「水ノ山自然ふれあいの里」整備計画事業 |
| 島根県 | しまね快適環境プラン策定事業 | 三瓶フィールドミュージアム整備事業 |
| 岡山县 | 児島湖の環境保全 | 岡山県自然保護センターの運営 |
| 広島県 | 地球環境保全対策 | 野生生物保護管理事業（緊急に保護を要する野生生物の「種」の選定調査事業） |
| 山口県 | 中国山東省環境保全研修協力事業 | 秋吉台国定公園公園計画見直し事業 |
| 徳島県 | 徳島県環境影響評価要綱の制定 | 佐那河内いきものふれあいの里の管理運営 |
| 香川県 | 香川環境プラン策定事業 | 県立自然公園施設整備事業 |
| 愛媛県 | 環境保全指針策定事業 | 自然公園環境整備事業 |

| 地方公共団体名 | 公害防止に関する施策 | 人自然保護に関する施策 |
|---------|---------------------|------------------|
| 高 知 県 | 環境影響評価実施指導 | 自然保护プラン21策定事業 |
| 福 岡 県 | 福岡県地理環境情報システムの整備 | 自然公園の利用施設の整備 |
| 佐 賀 県 | 水質環境管理計画の策定 | |
| 長 崎 県 | 大村湾水質保全対策事業 | 自然とのふれあいの場の整備事業 |
| 熊 本 県 | 生活排水対策事業 | 希少野生動植物保護対策事業 |
| 大 分 県 | 環境アドバイザーの派遣 | 猪の瀬戸湿原自然環境学術調査 |
| 宮 崎 県 | 生活排水対策総合基本計画策定補助事業 | 宮崎県の湿地・湿原動植物調査事業 |
| 鹿児島県 | 新・鹿児島湾ブルー計画推進事業 | 屋久島環境と文化のむら整備事業 |
| 沖 繩 県 | 生活排水対策推進計画策定事業 | 自然公園施設整備事業 |
| 札 幌 市 | 最新規制適合車購入資金融資制度の創設 | |
| 仙 台 市 | 環境保全に関する普及啓発事業 | ふるさと仙台環状公園整備事業 |
| 千 葉 市 | CMC プラン実施事業 | |
| 川 崎 市 | 産業道路環境対策事業 | ふれあいの森設置事業 |
| 横 浜 市 | 自動車公害防止対策の推進 | 都筑自然公園の整備 |
| 名古屋市 | 自動車公害対策の推進 | 快適環境づくり推進調査 |
| 京 都 市 | 自動車公害対策の充実 | 歴史的風土・景観の保全 |
| 大 阪 市 | 大阪市市民環境学習ルームの開設及び運営 | |
| 神 戸 市 | エコトピア2000の計画策定 | 「みどりの聖域づくり」事業 |
| 広 島 市 | 「広島市環境管理計画」の策定 | |
| 北 九 州 市 | 北九州国際環境協力センター設立事業 | |
| 福 岡 市 | 第二次「福岡市環境プラン」の策定 | ヒナモロコの保全 |

平成4年度予算額

公害防止に関する施策 5,456百万円（うち国費 730百万円、都道府県費及び市町村費 4,726百万円）

自然保护に関する施策 25,360百万円（うち国費7,196百万円、都道府県費及び市町村費18,164百万円）

合 計 30,816百万円（うち国費7,926百万円、都道府県費及び市町村費22,890百万円）

（公害防止に関する施策には、公害・自然にまたがるものも含む）

（注）環境庁調べ

参考文献

- 1) 植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一著：環境経済学 有斐閣ブックス 1991版
- 2) OECD環境委員会著：地球環境のための市場経済革命 ダイヤモンド社1992版
- 3) 環境庁編集：地球環境キーワード事典 中央法規 1991版
- 4) レスター・R・ブラウン編著 加藤三郎監訳：地球白書 1992～93版 ダイヤモンド社
- 5) レスター・R・ブラウン編著 松下和夫監訳：地球白書 ダイヤモンド社 1991版
- 6) 大来佐武郎監修：地球環境と経済 中央法規

- 7) 竹内啓・湯本昌編：地球を考える 三田出版会 1992版
- 8) 森下研著：企業の環境対策 日本経営協会総合研究所 1992版
- 9) 福岡克也著：地球環境保全戦略 有斐閣選書 1993版
- 10) 宮信夫著：大量浪費社会 技術と人間 1990版
- 11) 須田春海・田中充・熊本一規編著：環境自治体の創造 学陽書房 1992版
- 12) 環境庁編：環境白書総説 1990版
- 13) 環境庁編：環境白書総説および各論 1993版
- 14) 環境庁地球環境経済研究会：地球環境の政治経済学 1990版

- 15) IUCN.UNEP.WWF 著, WWF Japan 訳 : か
けがえのない地球を大切に WWF Japan 1991版
- 16) アレキサンダー・キング, ベルトラン・シュナイ
ダー共著, 田草川弘訳 : 第一次地球革命 朝日新
聞社 1992版

—教養—